	ふりがな				
	5　住所				
	7　設置の目的				
	8　設置場所				
	9　高周波電流を通ずる線路	(1)　種別	(2)　区間	10　許可の番号	11　許可の年月日
	※　備考				

辺　←25ミリメートル→

短　辺　（日本工業規格Ａ列４番）

注１　不要の文字は抹消すること。

２　２以上の装置を一の申請書又は届書に記載する場合は、その装置の数を記載すること（第26条第１項参照）。

３　各欄の記載は、次のとおりとすること。

区別		記載する欄	備考
１　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下この様式において「通信設備」という。）	(1)　新設許可の申請（法第100条第１項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。）の場合	１の(1)，(2)，(3)，(4)，(8)，(9)，(10)，(11)（注１），(12)，(14)及び(15)並びに３から９まで（注１）	（注１）　電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備の場合に限る。 （注２）　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第３条第１項の規定による電子情報処理組織を使用せずに、申請等を行う場合においては、記載事項を変更する欄に限る。 （注３）　８の欄又は９の欄の記載事項を変更する場合に限る。
	(2)　変更の許可の申請又は届出（法第100条第５項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	１の(1)（注２），(2)（注２），(3)（注２），(4)（注２），(8)(注２)，(9)（注２），(10)（注２），(11)（注２），(12)（注２），(14)(注２）及び(15)（注２），３，４，５，６（注３），７（注３），８（注３），９（注３），10並びに11	
２　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	(1)　新設許可の申請の場合	１の(1)，(2)，(3)，(4)，(5)，(6)，(7)，(8)，(9)，(10)，(12)，(13)，(14)，(15)，(16)，(17)，(18)及び(19)並びに２から８まで	
	(2)　変更の許可の申請又は届出の場合	１の(1)（注２），(2)（注２），(3)（注２），(4)（注２），(5)(注２)，(6)（注２），(7)（注２），(8)（注２），(9)（注２），(10)(注２)，(12)（注２），(13)（注２），(14)（注２），(15)（注２），(16)(注２)，(17)（注２），(18)（注２）及び(19)（注２），２（注２），３，４，５，６（注３），７（注３），８（注３），10並びに11	

４　※印を付けた欄は、記載しないこと。

５　１の(1)の欄から(10)の欄までは、通信設備の場合には送信装置、通信設備以外の設備の場合には高周波発生装置について記載すること。申請者に係る設備が２以上の装置を有する場合には、１の欄の（装置の別）の欄に「第１、第２」（移動する装置を有しない設備の場合に限る。）又は「固定第１、固定第２、移動第１、……」（移動する装置を有する通信設備の場合に限る。）のように記載し、１の(1)の欄から(10)の欄までに各装置に対応する該当事項を記載すること。この場合において、各欄の記載事項が同一のものについては、装置の別との対応が明らかな限度において、次のように一括して記載することができる。

（装置の別）	(1)　使用周波数	(2)　発振方式	(3)　占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4)　高周波出力
第１、第２ 第３～第10	255kHz 355kHz	水晶発振	6kHz 40kHz	100W

６　１の(1)の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。

７　１の(2)の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「火花発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。

８　１の(3)の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「６kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅（負荷をかけたときの最高周波数と最低周波数との差とする。）を使用周波数を基準として「（±）100kHz」のように記載すること。

９　１の(4)の欄は、最大出力を「１kW」のように記載すること。

10　１の(5)の欄は、「誘電結合」、「誘導結合」のように記載すること。

11　１の(6)の欄は、高周波発生装置のきよう体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、２以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

（装置の別）			(6)　装置内電源ろ波器
第１～第３ 第４～第10			無 有

12　１の(7)の欄は、装置ごとに遮蔽が施されているものについて、その遮蔽されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。

13　１の(11)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

14　１の(12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置のきよう体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、２以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

（記載例）　第１～第３　　有（共用）
　　第４、第５　　有（個別）
　　第６　　無

15　１の(13)の欄の記載は、次によること。

(1)　遮蔽室の□には、該当する事項にレ印を付けるとともに、遮蔽室を有する場合には、その材料及び構造（寸法、形状及び接地箇所の数）を記載し、収容する装置の別を付記すること。

（記載例）　ア　遮蔽室　☑有　□無　（第１～第３、第６）
　　材料　厚さ１㎜亜鉛鍍鉄板（径５㎜円孔打抜き）
　　構造　３ｍ×４ｍ×2.5m　接地１